

第12回大空町農業委員会総会議事録

平成30年5月25日第12回大空町農業委員会総会は、大空町役場3階1号会議室に招集された。

1. 委員の出欠状況

(1) 出席者

1番 石原 せつえ	2番 江口 美世司	3番 石田 正俊
4番 苫米地 正幸	5番 澤井 忠雄	6番 丹羽 真治
7番 岡内 浩之	8番 小久保 謙	9番 長尾 照幸
10番 早川 敏幸	11番 渡邊 恵二	12番 伊藤 博幸
13番 井上 良幸	14番 田中 悟	15番 田中 秀雄
16番 齊藤 貞利	17番 赤石 昌志	18番 岩原 秀嗣
19番 佐藤 廣治	20番 渡辺 誠	21番 石田 敦
22番 福田 重幸	23番 岡本 シゲ子	24番 遠藤 哲也
25番 長谷川 伸一	26番 永倉 誠二	27番 山神 正信

(2) 欠席者

なし

2. 職員等の出欠状況

事務局長 井上 透 主査 渡邊 豪

第12回大空町農業委員会総会議事録

午後3時29分

井上局長	<p>それでは、まだ定刻前ではありますがけれども全員お揃いのようなので、ただいまから大空町農業委員会第12回総会を始めたいと思います。</p> <p>それでは会議日程2に基づきまして、大空町農業委員会憲章を朗読いたします。</p> <p>前文から朗読いたしますので、よろしくお願い申し上げます。</p> <p>(農業委員憲章朗読)</p>
井上局長	<p>次に山神会長より御挨拶申し上げます。</p>
山神会長	<p>皆さんご苦労様でございます。</p> <p>5月も今日25日ということで、4月は天候がスムーズに行きまして順調だったのかなと。</p> <p>5月に入りまして3日から雨となりまして、その後またちょっと低温になりましてなかなか畑が乾かなくて仕事も進んでいた分またちょっと遅れたのかなと思っています。</p> <p>今ほぼ大体もう終盤というかだいたい終わりかけ、長芋も始まりまた、水田も既にもう始まっているようでございます。この秋に期待したいところでございます。</p> <p>先程、今年7月に道外視察がでございます。最終の打ち合わせも行いました。それで委員協議会に皆さんにお示しをしたいと思っておりますので、またよろしくお願いしたいと思います。</p> <p>今日は第12回の総会でございますので、御審議をいただきますようお願い申し上げます。</p> <p>よろしくお願い致します。</p>
山神会長	<p>この際活動状況報告を行います。</p> <p>事務局長。</p>
井上局長	<p>はい、4月25日開催の第11回総会後の活動状況報告をお手元に配付の資料により説明をいたします。</p> <p>【活動状況報告説明】</p>
山神会長	<p>議事録署名委員の指名を行います。</p> <p>議事録署名委員は会議規則第14条第2項の規定に基づき議長にお</p>

	<p>いて、21番石田敦委員、22番福田委員を指名いたします。</p> <p>ここで、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、〇〇委員の退席を求めます。</p> <p>暫時休憩とします。</p> <p>(〇〇委員 退席)</p>
山神会長	<p>議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。</p> <p>利用権設定関係1番から2番について貸主が同一ですので一括して提案理由の説明を求めます。渡邊主査。</p>
渡邊主査	<p>はい、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」次のとおり農地法第3条の規定による許可申請があったので、その可否について委員会の意見を求める。平成30年5月25日提出 大空町農業委員会会長 山神正信。</p> <p>【議案第1号利用権設定関係1番から2番説明朗読】</p> <p>1番につきましては、2番の隣接地を新規に賃貸借するものです。</p> <p>2番につきましては、借主の法人化に伴う、契約期間の残期間を同一条件で再契約するものです。</p> <p>1番の図面については1ページ、2番の図面については2ページに掲載しております。</p> <p>農地法第3条第2項の許可できない項目に該当していないことを確認しておりますので、ご審議願います。</p> <p>以上です。</p>
山神会長	<p>この件について、第1地区委員長より補足説明があればお願いします。</p>
委員長	<p>当案件につきましては、ただ今の事務局の説明のとおりです。</p> <p>借主については、意欲的に営農しており、今までの作付け、利用形態が変わるものではなく、周辺農地への影響はないと思われま</p> <p>以上です。</p>
山神会長 委員	<p>これより利用権設定関係1番から2番について質疑に入ります。</p> <p>(無しの声)</p>

山神会長	<p>これにて質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第1号の利用権設定関係1番から2番について採決します。</p> <p>本案は、原案のとおり決するに御異議ございませんか。</p>
委員	<p>(異議無しの声)</p>
山神会長	<p>御異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。</p> <p>暫時休憩とします。</p> <p>(〇〇委員 着席)</p>
山神会長	<p>休憩前に引き続き会議を再開します。</p> <p>次に議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題とします。</p> <p>1番について提案理由の説明を求めます。渡邊主査。</p>
渡邊主査	<p>議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」次のとおり農地法第4条の規定に基づき、農地の転用許可申請があったのでその可否について委員会の意見を求める。平成30年5月25日提出大空町農業委員会会長 山神正信。</p> <p>【議案第2号1番説明朗読】</p> <p>この件につきましては、農地に豚舎等を建設したいとの農地転用の申請があったものです。</p> <p>第4地区農業委員さんにより2月14日に現地確認をしており、既存施設の隣接地であるため、転用はやむを得ないという判断をいただいております。</p> <p>また、農地法第4条第2項の許可できない項目に該当していないことを確認しております。図面については、3ページから7ページに掲載しております。</p> <p>農地法第3条第2項の許可できない項目に該当していないことを確認しておりますので、ご審議願います。</p> <p>以上です。</p>
山神会長	<p>この件については第4地区委員長より補足説明があればお願いします。</p>
委員長	<p>当案件につきましては2月14日に第4地区委員及び事務局職員で</p>

	<p>現地調査を実施しました。結果については、事務局の説明のとおりであり、転用はやむを得ないものと判断しております。</p> <p>以上です。</p>
山神会長	<p>これより1番について質疑に入ります。</p>
委員	<p>(無しの声)</p>
山神会長	<p>これにて質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第2号の1番について採決します。</p> <p>本案は、原案のとおり決するに御異議ございませんか。</p>
委員	<p>(異議なしの声)</p>
山神会長	<p>御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。</p> <p>次に、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。</p> <p>利用権設定関係1番について提案理由の説明を求めます。渡邊主査。</p>
渡邊主査	<p>議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」次のとおり、農地法第5条の規定に基づき農地の転用許可申請があったので、その可否について委員会の意見を求める。平成30年5月25日提出 大空町農業委員会会長 山神正信。</p> <p>【議案第3号利用権設定関係1番説明朗読】</p> <p>この件につきましては、農地に農業用倉庫を建築したいとの転用の申請があったものです。権利設定については、使用貸借の権利設定となります。</p> <p>第3地区農業委員さんにより5月9日に現地確認をしており、既存施設の隣接地や町道隣接地であるため、転用はやむを得ないという判断をいただいております。</p> <p>また、農地法第5条第2項の許可できない項目に該当していないことを確認しております。</p> <p>図面につきましては8ページから9ページに掲載しております。</p> <p>以上でございます。</p>
山神会長	<p>この件について現地調査された第3地区委員長より補足説明があればお願いします。</p>

委員長	<p>当案件につきましては、5月9日に第3地区委員及び事務局職員で現地調査を実施しました。結果については、事務局の説明のとおりであり、転用はやむを得ないものと判断しております。</p> <p>以上です。</p>
山神会長	<p>これより利用権設定関係1番について質疑に入ります。</p>
委員	<p>(無しの声)</p>
山神会長	<p>これにて質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第3号の利用権設定関係1番について採決します。本案は原案のとおり決するに御異議ございませんか。</p>
委員	<p>(異議なしの声)</p>
山神会長	<p>御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり決しました。</p> <p>ここで、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、〇〇委員の退席を求めます。</p> <p>暫時休憩とします。</p> <p>(〇〇委員 退席)</p>
山神会長	<p>休憩前に引き続き会議を再開します。</p> <p>議案第4号「農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定による農用地利用集積計画の要請について」を議題とします。</p> <p>利用権設定関係1番から2番について、借主が同一ですので一括して提案理由の説明を求めます。渡邊主査。</p>
渡邊主査	<p>議案第4号「農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定による農用地利用集積計画の要請について」農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定により、下記のとおり大空町長に対し農用地利用集積計画を定めるよう要請することについて審議を求める。平成30年5月25日提出 大空町農業委員会会長 山神正信。</p> <p>【議案第4号利用権設定関係1番説明朗読】</p> <p>借主の法人化に伴う案件です。契約期間の残期間を同一条件で契約しております。</p> <p>1番の図面については10ページ、2番の図面については11ページに掲載しております。</p>

	<p>また、農業経営基盤強化促進法第18条第3項にすべて適合していることを確認しております。</p> <p>借主の経営面積は、議案第1号で説明したとおりです。</p> <p>以上です。</p>
山神会長	<p>この件について、第1地区委員長より補足説明があればお願いします。</p>
委員長	<p>当案件につきましては、ただ今の事務局の説明のとおりです。</p> <p>借主については意欲的に営農しており、今までの作付け、利用形態が変わるものではなく、周辺農地への影響はないと思われま</p> <p>以上です。</p>
山神会長	<p>これより利用権設定関係1番から2番について質疑に入ります。</p>
委員	<p>(無しの声)</p>
山神会長	<p>これにて質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第4号の利用権設定関係1番から2番について採決します。</p> <p>本案は原案のとおり決するに御異議ございませんか。</p>
委員	<p>(異議なしの声)</p>
山神会長	<p>御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり決しました。</p> <p>暫時休憩とします。</p> <p>(〇〇委員 着席)</p>
山神会長	<p>休憩前に引き続き会議を再開します。</p> <p>議案第5号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。</p> <p>所有権設定関係1番から15番について貸主が同一ですので、一括して提案理由の説明を求めます。渡邊主査。</p>
渡邊主査	<p>議案第5号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、大空町より各決定を求められた下記の農用地</p>

	<p>利用集積計画について議決を求める。平成30年5月25日提出 大空町農業委員会会長 山神正信。</p> <p>【議案第5号所有権移転関係1番から15番説明朗読】</p> <p>2番については平成28年度に、4番については26年度に、2番4番以外は平成25年度に農地保有合理化事業を利用しており、今回北海道農業公社より農地を購入するものです。</p> <p>1番の元の所有者は、〇〇氏です。 2番の元の所有者は、〇〇氏です。 3番の元の所有者は、〇〇氏です。 4番の元の所有者は、〇〇氏です。 5番の元の所有者は、〇〇氏です。 6番の元の所有者は、〇〇氏です。 7番の元の所有者は、〇〇氏です。 8番・9番の元の所有者は、〇〇氏です。 10番・11番の元の所有者は、〇〇氏です。 12番・13番の元の所有者は、〇〇氏です。 14番の元の所有者は、〇〇氏です。 15番の元の所有者は、〇〇氏です。</p> <p>以上でございます。</p>
山神会長	これより所有権設定関係1番から15番について質疑に入ります。
委員	(無しの声)
山神会長	これにて質疑を終了いたします。 これより議案第5号の所有権設定関係1番から15番について採決します。本案は原案のとおり決するに御異議ございませんか。
委員	(異議なしの声)
山神会長	御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり決しました。 次に、議案第6号「土地の現況証明願いについて」を議題とします。
渡邊主査	1番について提案理由の説明を求めます。渡邊主査。 議案第6号「土地の現況証明願いについて」土地の現況証明に関する規定に基づき、下記のとおり申請書の提出があったので、その適否について委員会の意見を求める。

	<p>平成30年5月25日提出 大空町農業委員会会長 山神正信。 【議案第6号1番説明朗読】 この件につきましては、5月15日に第5地区の農業委員さんに現地調査して頂いております。 申請地は宅地となっており、農地採草放牧地以外であることを確認していただいております。 なお、図面につきましては12ページに掲載しておりますので、ご参照願います 以上でございます。</p>
山神会長	<p>この件について現地調査された第5地区委員長より補足説明があればお願いします。</p>
委員長	<p>当案件につきましては、5月15日に第5地区委員及び事務局職員で現地調査を実施しましたが、結果については事務局の説明のとおりです。以上です。</p>
山神会長	<p>これより1番について質疑に入ります。</p>
委員	<p>(無しの声)</p>
山神会長	<p>これにて質疑を終了いたします。 これより議案第6号の1番について採決します。 本案は原案のとおり決するに御異議ございませんか。</p>
委員	<p>(異議なしの声)</p>
山神会長	<p>御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり決しました。 次に議案第7号「平成29年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について」を議題とします。 提案理由の説明を求めます。渡邊主査。</p>
渡邊主査	<p>議案第7号「平成29年度の目標及びその達成に向けた活動の点検評価について」農林水産省通知「農業委員会の事務の実施状況等の公表について（平成28年3月8日27経第2933-2）の規定に基づき、平成29年度の目標及びその達成に向けた活動の点検評価について審議を求める。平成30年5月25日提出 大空町農業委員会会長 山神正信。</p>

	<p>平成26年の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について、別紙のとおりとさせていただきます。</p> <p>議案第7号のページをご覧くださいと思いますがその前に、議案第7号第8号参考資料をお配りさせていただきます。</p> <p>「目標及びその達成に向けた活動計画の策定及び点検について」というものをお配りしておりますので、先に概要を説明させていただきたいと思います。</p> <p>目標及びその達成に向けた活動計画の策定及び点検について、農業委員会等に関する法律第7条第1項の規定に基づき、農地等の利用の最適化の推進に関する指針を策定することとされており、平成29年5月26日開催の農業委員会総会で議決をいただいております。</p> <p>その指針については、2ページ以降につけてあります。</p> <p>【参考資料、議案第7号別紙説明朗読】</p> <p>以上でございます。</p>
山神会長	これより質疑に入ります。
委員	(無しの声)
山神会長	<p>これにて質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第7号「平成29年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について」を採決します。</p> <p>本案は原案のとおり決するに御異議ございませんか。</p>
委員	(異議なしの声)
山神会長	<p>御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり決しました。</p> <p>次に議案第8号「平成30年度の目標及びその達成に向けた活動計画案について」を議題とします。</p> <p>提案理由の説明を求めます。渡邊主査。</p>
渡邊主査	<p>議案第8号「平成30年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)について」農林水産省通知「農業委員会の事務の実施状況等の公表について」の2の規定に基づき、平成30年度の目標及びその達成に向けた活動計画の案について審議を求める。平成30年5月25日提出大空町農業委員会会長 山神正信。</p> <p>平成30年度の目標及びその達成に向けた活動計画案は別紙のとおりという事で、議案第8号別紙を用意しておりますので、そちらをご</p>

	<p>覧頂ければと思います。</p> <p>【議案第8号別紙説明朗読】</p> <p>簡単ではございますが議案第8号の説明とさせていただきます。 これより質疑に入ります。</p>
山神会長	
委員	はい。
山神会長	〇〇委員。
委員	すみません、ちょっと語彙の説明をお願いします。 農業参入法人というのはどんな法人に対して言うのですか。
渡邊主査	全く何もない状況で本当に新規に、親子継承とか第三者継承とかではなく、新規に始める方です。
委員	それが農業参入法人。
渡邊主査	はい、そういうことになります。 新規にという。
委員	(2) 55。
渡邊主査	農業参入法人は、すみません、今現在のうちの大空町に農地を所有もしくは賃貸借している方の法人が56法人あるという事であるということなんです。
委員	参入法人というのがちょっと何か意味がよくわからなかったんですけど。 基本的に要するに法人がということなのですね。
渡邊主査	はい、法人がということで。
山神会長	よろしいですか。
委員	はい、ありがとうございます。
山神会長	その他ございますか。

委員	(無しの声)
山神会長	なければ、これにて質疑を終了いたします。 これより議案第8号「平成30年度の目標及びその達成に向けた活動計画案について」を採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ございませんか。
委員	(異議なしの声)
山神会長	ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり決しました。 次に、報告第1号「専決事項の報告について」を議題とします。 事務局の説明を求めます。渡邊主査。
渡邊主査	12ページになります。 報告第1号「専決事項の報告について」大空町農業委員会会議規則第18条の規定により、会長専決事項で処理した案件について次とおり報告する。平成30年5月25日提出 大空町農業委員会会長 山神正信。 【報告第1号説明朗読】
山神会長	この件について何か御意見ございませんか。
委員	(無しの声)
山神会長	なければ、以上をもちまして、本日の総会に付議された議案は全て終了いたしました。 これで総会を閉じます、ご苦労様でした。
	(午後4時12分)

会 長

署名委員

署名委員
